

令和4年第6回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和4年6月24日（金）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時40分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		欠席
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	江 原 健 治		欠席	5	神 田 潔		出席
	6	黒 須 宣 夫		出席	6	小 林 一 夫		出席
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好		出席
	8	吉 田 敏 雄		欠席	8	清 水 清		出席
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	安 藤 富司夫		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		20名
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		3名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課		
事務局		事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士		
		主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子		
		主任専門員	岡安 秀夫					
説明員		主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子		
		主任専門員	岡安 秀夫		農政課	新井 和久		
		農政課	大寫 康正					

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 令和3年農地移動状況について
- (5) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和4年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席委員は農業委員12名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に荒井委員、齋藤委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 新任の方がいらっしゃいますので、案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地転用許可申請について説明をさせていただきます。 農地転用許可については、農地法の第4条及び第5条に規定してございます。 先ず、農地法第4条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を自分名義のまま、農地以外にすることをいいます。 一方、農地法第5条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を他の人に売買するか、貸借して、なおかつ農地以外（宅地や雑種地等）にすることをいいます。 今回の案件は、農地法第4条の規定による許可申請でございまして、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内の農地ということで、許可権者は埼玉県になります。市の農業委員会の総会において申請内容について審議を行い、その意見を付して県へ進達することとなっております。 番号1につきましては、申請人が、所有権を有する申請地について、住宅敷の拡張として転用するための申請です。申請人につきましては、現在、市内にて生活しておりますが、自宅が老朽化し建替えを検討していたところ、通路敷が建築基準法上必要な4mの幅員に達しない為、道路要件を満たさず建替えられないことが判りました。

事務局	今回、転用を行うことにより基準が満たされるため、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。以上です。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。
委員	それでは議案第１４号について、２０日に現地確認をしたので報告申し上げます。場所は*****番地、現地地目は畑、面積、申請人、転用の内容につきましては事務局より詳細にありましたので割愛をさせていただきます。 現地確認図１ページをご覧ください。該当地でございますが、主な公共施設からもうしあげます。****から約***東北にあります。また、主な施設といたしましては、すぐ隣に****、また、すぐ北側には*****、*****、そのような状況でございます。また、この近くはすでに住宅が点在し、益々住宅地として発展するような所でございます。また、１０ha以上の集団農地とは認められません。また、当該地につきましては、先ほどの説明がありましたとおり、現在２mの旗竿地になっている状態です。今回２mを転用し一体的利用と云うことで申請が出ております。また、現在地につきましては農地として利用されており、また、先行して工事等は行われておりません。また、農地法或いはその他の違反等はありません。また、これを転用することによって、地域農地に悪影響を及ぼす恐れはありません。そのような総合的に判断したところ、本件については許可相当と思われますが、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔なしと云う声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしと云う声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１４号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第２ 議案第１５号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第２ 議案第１５号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕

議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。												
農政課	議案第15号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、5月6日（金）から5月13日（金）までの6日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、 <table><tr><td>新規設定件数</td><td>95件、筆数</td><td>247筆、面積</td><td>235,013.00㎡</td></tr><tr><td>再設定件数</td><td>22件、筆数</td><td>83筆、面積</td><td>68,619.00㎡</td></tr><tr><td>合計件数</td><td>117件、合計筆数</td><td>330筆、合計面積</td><td>303,632.00㎡</td></tr></table> となっております。 計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議していただいた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和4年7月7日から、中間管理事業を通す利用権設定については、令和4年9月30日からとなります。 また、申し訳ございませんが、3ページの白岡市農用地利用集積計画（案）の頭紙に告示日がございますが、賃借の開始日が誤って記載されてしまっております。日付につきましては削除いただきますようお願い申し上げます。 なお、告示日につきましては、農業委員会総会で御審議いただいたのち、農業委員会から、会長名で「利用集積計画の決定について」の通知をいただき、それをもとに、市は告示の決裁を取ります。そのため、告示日は、6月末頃から7月頭頃となる見込みでございます。内容につきましては、記載のとおりですが、一部、御説明をさせていただきます。 ***ページの***番につきましては、利用権を設定する者（農地を貸す者）の住所を*印で標記させていただいております。***ページに理由を記載しておりますが、当貸付け者は、「個別事情による居住地等表記の要配慮者」に指定されています。そのため、市では要配慮者を保護するため、要配慮者の関係する住所について原則非公開としているところでございます。 農用地利用集積計画書は、法律により公告することが義務づけられており、貸付け者の住所・氏名も記載することになっており、要配慮者に対する特例の規定はございませんでした。 そこで、県を通じて国に対応方法の確認をしたところ貸付け者の住所表記を*印で隠し、その理由を欄外に記載するよう指示がありました。そのため、今回のような対応となったものでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。その他の方につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。農政課からの説明は以上でございます。	新規設定件数	95件、筆数	247筆、面積	235,013.00㎡	再設定件数	22件、筆数	83筆、面積	68,619.00㎡	合計件数	117件、合計筆数	330筆、合計面積	303,632.00㎡
新規設定件数	95件、筆数	247筆、面積	235,013.00㎡										
再設定件数	22件、筆数	83筆、面積	68,619.00㎡										
合計件数	117件、合計筆数	330筆、合計面積	303,632.00㎡										

議長	説明が終了しました。推進委員の皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律第２９条に基づき総会への出席をお願いしているところですが、本案には、推進委員に関する事項も含まれておりますことから、議事の公正を確保するため、新規設定番号５２、９３、９４を除いて御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号５２、９３、９４を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号５２、９３、９４を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、□□□委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [□□□委員、一時退室]
議長	新規設定番号５２について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号５２については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号５２については、原案のとおり決定します。□□□委員は入室してください。 [□□□委員、入室]
議長	続きまして、☆☆☆委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [☆☆☆委員、一時退室]
議長	新規設定番号９３、９４について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。

議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号 9 3、9 4 については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
議長	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号 9 3、9 4 については、原案のとおり決定します。☆☆☆委員は入室してください。
	[☆☆☆委員、入室]
議長	以上をもちまして、議案第 1 4 号及び第 1 5 号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
議長	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 3 件でございます。 総会資料の 3 2 から 3 3 ページを御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、4 条の農地転用届出について説明をさせていただきます。 農地法第 4 条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を自分名義のまま、農地以外にすることをいいます。 本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。 番号 1 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号 2 及び 3 につきましては、共同住宅敷のための転用でございます。 続きまして、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 3 件でございます。 総会資料の 3 4 から 3 5 ページを御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、5 条の農地転用届出について説明をさせていただきます。おおむね農地法第 5 条の県許可の農地転用と同じですが、本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。 番号 1 につきましては、住宅敷、通路、ごみ置場のための転用です。 番号 2 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号 3 につきましては、住宅敷のための転用です。

議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 11 件でございます。 総会資料の 36 ページから 40 ページを御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明をさせていただきます。 通常、農地の賃貸借の解約は、農地法で制限されているため、賃貸借による賃借地の解約については農地法第 18 条第 1 項に基づき、原則として知事の許可を受ける必要があります。ただし、貸し人、借り人お互いの合意による解約で、土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から 6 ヶ月以内で、かつ、その旨が書面で明らかな場合には農地法第 18 条第 6 項に基づき、農業委員会へ届出することにより解約することができるものとなっております。 番号 1 から 5 につきましては、令和 4 年 3 月 25 日に届出及び解約のあったものです。理由は、耕作上の支障を来しているためとの理由でございます。 番号 6 及び 7 につきましては、令和 4 年 5 月 1 日に届出及び解約のあったものです。理由は、番号 6 については、過去に家族間で農地法第 3 条による使用貸借権が設定されておりましたが、既に貸借終了日が経過していることなどにより、今般、使用貸借を解約する旨の届出があったものです。 番号 7 につきましては、同じく過去に農地法第 3 条により賃貸借権が設定されておりましたが、既に賃貸終了日が経過していること、また、借受け人が死亡していることにより、この度、改めて賃貸借を解約する旨の通知があったものです。 番号 8 につきましては、令和 4 年 6 月 1 日に届出及び解約のあったものです。 番号 9 から 11 につきましては、令和 4 年 3 月 31 日に届出及び解約のあったものです。理由は、当時の借受け人が既に存在しておらず、また、農地の所有者と新たな借受け人が、新たな利用権を設定する際に支障を来すためでございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員	36 ページのところで、耕作に支障があるために解約と云うことなのですが、どんな支障があることによって解約されるのでしょうか。分かったら教えてください。
事務局	借りてみたら耕作がしづらかったと云うことでした。中には、畑の中の含水量、が多く耕作には不適な土地だったとの理由で解約の申し出があったものでございます。
議長	他に質疑はありますか。
委員	いま説明がありましたが、私の家の近くにある畑でして、道路幅は4 m以上あり、畑も3反、或いは4反くらい繋がっている畑です。そう云ったところで解約が出るということで、大変困っていると云う話があります。ただ単に支障ということなんですけども、私が見る限りではそんな支障はないと思えるのですが、そのほかにも沢山契約をされながら解約が出てきています。非常に心配であり、また、簡単に解約されることとなってしまうことは如何なものかと思えます。
議長	他に質疑はありますか。 [なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

協議報告事項4 令和3年農地移動状況についてについて

議長	続きまして、協議報告事項4 令和3年農地移動状況について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項4 令和3年農地移動状況について御説明いたします。総会資料の41から46ページを御覧願います。 今回は、筆数、面積等について省略して説明させていただきます。 総会資料43ページをご覧下さい。 1「法第3条による耕作目的の権利設定・移転」は、農地を農地のまま権利移転する手続きの集計です。続きまして、2「法第18条等の貸借の終了」は、農地の賃貸借の合意解約の集計です。 次に総会資料44ページをご覧下さい。 3「農地転用」(1)条項別は、調整区域等の農地転用許可申請と、市街化区域の農地転用届出の集計です。 次に総会資料45ページをご覧下さい。 4「農地転用」(2)用途別は、市街化区域、調整区域、それぞれの農地転用用途別の件数、各用途の集計です。 最後に総会資料46ページをご覧下さい。 5「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の(1)権利の設定・移転は、利用集積で賃貸借、使用貸借、それぞれの集計です。

事務局	6「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（２）利用権の期間満了による終了は、貸借期間が到来し、更新しない農地の集計です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	農地転用のエクセルの表なのですが、田と畑と計の数字を足していくと、合っているところと符合しないところあるのですが、自動計算しているからでしょうか。例えば、一番最後の合計でもそうなのですが、田が５９、畑が２７７、計３３８となっていますが少し違うと思います。また、上の方もいくつか違っていますが、何か意味があるのでしょうか。
事務局	失礼いたしました。自動計算させていただいているものでして、集計値につきましては後日ＳＥと相談いたしまして修正をさせていただきます。申し訳ございません。
委員	はい。了解いたしました。
議長	他に質疑はありますか。
	[なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

協議報告事項５ その他

議長	協議報告事項５ その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項５ その他 について でございますが、農業委員会活動記録の提出について、今回お預かりしさせていただいた活動記録につきましては、来月の総会時に返却させていただきます。 続きまして、来月の農地改良等現地パトロールについてでございますが、7月5日小島委員・篠津地区推進委員、7月19日岡安委員・大山地区推進委員で予定をしております。必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 なお、上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 続きまして、農業委員等の公務災害補償制度についてでございます。 お席の方にパンフレットをお配りさせていただいております。公務災害補償制度への加入案内でございますが、例年加入させていただいておりますが、お配りしている資料の一番表１ページ目の加入方法について、４番の補償内容と保険料について、こちらの１番上のＡ型一口１，０００円のものについて加入の方を考えております。補償内容については表のとおりとなっておりますので、ご確認

事務局	をお願いします。保険料につきましては親和会からの支出となっておりますので、担当の小島委員へは後程お願いさせていただきたいと思います。また、来月の総会については、7月25日月曜日午前9時から予定させていただいております。議事録署名委員の、荒井委員、齋藤委員の両委員につきましては、当日署名の方をお願いいたします。 以上で、協議報告事項5その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございましたか。
委員	先ほど市長さんから電害の状況をお聞かせいただきましたが、県全体では約38億円と云うことですが、白岡市の被害は概ねどれくらいか。また、被害農家に対する支援策について、決まっているものがありましたら伺いたいと思います。
事務局長	市から県へ報告したものがございしますが、県の方では被害状況面積や点数を入力すると、自動的に計算するシステムがあります。それにより導き出された金額でありますこととか、あくまで参考値として捉えていただきたいのですが、白岡市の被害額といたしましては、1億2千7百万円の被害額と云うような県の集計値が算出されています。また、支援策につきましては、現時点で決まっているのは、令和4年度予算で防電ネットの予算措置が講じてありますが、もし、台風や電害が発生した場合は、9月補正等で速やかに増額をお願いする旨の調整が済んでいます。従って、先ず、こちらの方を確実に実施していきたいと考えております。 一方、県の方からはどのような支援策が講じられるか、これから提示されてくることと思いますが、それに併せまして、市の方でも、苗代補助やその他、何ができるかを検討し、それらを具現化していけるように頑張りたいと思います。 また、一昨日も南彩農協さんがお越しになりました。電害についてと協議をさせていただきましたが、連携して支援策を検討していきたい旨の意見を整えたところです。
議長	他にありますか。 [なしと云う声あり]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前9時40分]